

高額療養費の多数回該当に係る事例集

平成 31 年 3 月

愛知県国保運営方針連携会議ワーキンググループ

(給付部会)

○愛知県の高額療養費多数回該当の事例集について

1 趣旨・経緯について

(1)平成30年度からの都道府県単位化により、高額療養費多数回該当に係る該当回数は、同一都道府県内の市町村間の異動において世帯の継続性が認められる場合、通算することになった。

(2)この制度改革に伴い、県と市町村が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下での実施等できるよう、愛知県国民健康保険運営方針において「高額療養費の多数回該当に係る事例集作成」を優先的取組項目として定めた。(国民健康保険運営方針第6章1(3))

2 事例集の検討・作成について

平成30年度より国民健康保険運営方針ワーキンググループ(給付部会)において、事例集の作成のため、検討を行った結果、厚生労働省が平成30年6月18日に提供した「同一都道府県内の異動における世帯継続判定事例集(参考)」により、事例は整理されているとして、国の参酌基準に基づかない事例等を各市町村から収集し、事例集として各市町村へ提供することで、事務の標準化・効率化等を推進することとなった。

3 事例集の今後について

平成31年度以降も疑義事例が生じると考えられるため、随時更新していくこととする。

【世帯の継続性の参酌基準について】

○国民健康保険運営方針に基づき、国の参酌基準をもとに世帯の継続性を判定することし、愛知県が作成した事例集についても、国の参酌基準をもとに判定したものである。

《国の参酌基準》

I 単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合には、家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認める。

※擬制世帯主の異動は、世帯の継続性の判定対象に含めずに考えている。

○一の世帯で完結する異動とは、次のいずれかに該当するものとする。

(1)他の国保被保険者を含む世帯と関わらず、当該世帯内の国保被保険者数が変わらない場合の住所異動。具体的には、転入及び世帯主の変更を想定。

(2)他の国保被保険者を含む世帯と関わらず、資格取得・喪失による当該世帯

内の国保被保険者数の増加又は減少を伴う場合の住所異動。

具体的には、出生、社会保険離脱、生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入、生活保護開始等による資格喪失を想定。

Ⅱ 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による国保被保険者数の増加や、他の世帯への異動による国保被保険者数の減少をいう。）の場合には、異動後の世帯主が異動前に世帯主として主宰していた世帯との継続性を認める。（この基準により世帯主と住所の両方に変更がない世帯に継続性が認められる。）

高額療養費多数回該当事例 世帯の継続性について

| 番号 | 市町村名 | タイトル | 事例 | 対応 | 対応を行った根拠等 |
|----|------|---|---|--|--|
| 1 | 岡崎市 | Y市の世帯員がX市の甲世帯の世帯主として転入した場合 | Y市の世帯員CがX市の世帯主として転入した場合、甲世帯の継続は、(実例ではなく、参酌基準にない例を載せています。) | ○甲世帯の継続性を認めない。(乙世帯の継続性も認めない) | ○参酌基準Ⅱ(世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動)により異動の前後で主宰する世帯主が一致していないため。 世帯継続判定事例集(平成30年6月18日)№.14参照 |
| 2 | 岡崎市 | 国保世帯に擬制世帯主が転入した場合 | ○X市の甲世帯がY市の乙世帯と合併。乙世帯のC擬制主となる場合、甲世帯の継続は、(実例ではなく、参酌基準にない例を載せています。) | ○Y市の乙世帯は、国民健康保険被保険者ではないので、甲世帯の継続性は認められる。 | ○合併が国保被保険者との合併でないことから、国が示す参酌基準のⅠ単なる住所移動等の一の世帯のみで完結する住所異動であると判断して、世帯の継続性を認める。 |
| 3 | 岡崎市 | 県外からの転入者が当市既存世帯の世帯主となった場合 | ○県外の人転入し、当市既存の世帯の世帯主になったら、当市既存の転入される側の世帯(元世帯)の継続性は認められるか。(実例ではなく、参酌基準にない例を載せています。) | ○甲世帯の継続性を認めない。(乙世帯の継続性も認めない) | ○国の参酌基準の前提 高額療養費の多数回該当に係る該当回数は、世帯の継続性が認められる場合に同一都道府県内の市町村間で通算する。 世帯継続判定事例集(平成30年6月18日)№.14参照 |
| 4 | 一宮市 | X市の甲世帯、Y市の乙世帯が、Z市に転入した場合について(平成30年8月転入) | ○X市に8月29日まで甲世帯としてA(住基上世帯主)が、Y市に8月29日まで乙世帯としてB(世帯主)が住んでいたが、同時にZ市に転入しAが擬制世帯主・Bが世帯主となった。 | ○Z世帯の継続性が認められるため、高額療養費の多数回該当のカウントを引き継ぐ。 サポートサイトに質問票を送付。 | ○世帯継続判定事例集(平成30年6月18日)№.27、46を参考とした。 サポートサイトに質問票を送付し、国保情報集約システム関係質問回答一覧表(項番132)のとおり回答があった。 |
| 5 | 一宮市 | X市の甲世帯が、Y市に転入した場合について(8月転入) | ○X市に8月1日まで、甲世帯としてA(世帯主)B(国保世帯主)の2人が住んでいたが、Y市ではAが擬制世帯主・Bは世帯主として転入した。 | ○甲世帯の継続性は認められるため、高額療養費の多数回該当のカウントを引き継ぐ。 サポートサイトに質問票を送付。 | ○世帯の継続性判定事例集(平成30年6月18日)№.27を参考にした。 サポートサイトに質問票を送付し、国保情報集約システム関係質問回答一覧表(項番132)のとおり回答があった。 |
| 6 | 小牧市 | X市の甲世帯が、Y市に転入した場合について(H30.5月転入) | ○X市に5月8日まで、甲世帯としてA(世帯主)B(世帯主)C(社保)の3人が住んでいたが、Y市にC(擬制世帯主)A(世帯主)B(世帯主)として転入した。 | ○甲世帯の継続性は認められる | ○国が示す参酌基準Ⅰ単なる住所移動等の一の世帯のみで完結する住所異動であると判断して、家計の同一性、世帯の継続性があるものとして、世帯の継続性を認めた。 |
| 7 | 知立市 | X市のA擬制世帯主が、Y市に転入した場合について(6月転居) | ○X市に5月15日まで、甲世帯としてA(擬制世帯主)B(世帯主)Cの3人が住んでいたが、A(擬制世帯主)がY市に転出と同時に社会保険に加入し乙世帯となり、元のX市ではCが擬制世帯主となった事例。 | ○甲世帯が継続していると考える。 | ○国が示す参酌基準のⅠ(1)の他の国保被保険者を含む世帯と関わりがなく、当該世帯内の国保被保険者数が変わらない場合の住所異動として家計の同一性、世帯の継続性が認められる世帯を、継続世帯と認めた。 |

世帯の継続性
 (国が示す参酌基準以外で、県内市町村間の異動について判断に困った事例)

1 岡崎市

タイトル

Y市の世帯員がX市の甲世帯の世帯主として転入した場合

事例

○Y市の世帯員CがX市の世帯主として転入した場合、甲世帯の継続は。
 (実例ではなく、参酌基準にない例を載せています。)

| 異動前 | | | | 異動後 | | | |
|------------------------|----------|----------|--|------------------------|----------|----------|--|
| X市 | | | | X市 | | | |
| 記号番号 | 1234 | | | 記号番号 | 5678 | | |
| 甲世帯 | A 世帯主 | | | 丙世帯 | C 世帯主 | A 世帯員 | |
| 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 4月15日 | | 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 5月15日 | |
| | 終了 | 5月15日 | | | 終了 | | |
| Y市 | | | | Y市 | | | |
| 記号番号 | 5678 | | | 記号番号 | 5678 | | |
| 乙世帯 | B 世帯主 | C 世帯員 | | 乙世帯 | B 世帯主 | C 世帯員 | |
| 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 4月15日 | | 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 4月15日 | |
| | 終了 | | | | 終了 | | |

対応

○甲世帯の継続性を認めない。(乙世帯の継続性も認めない)

対応を行った根拠等

○参酌基準Ⅱ(世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動)により異動の前後で主宰する世帯主が一致していないため。
 世帯継続判定事例集(平成30年6月18日)No.14参照

世帯の継続性
 (国が示す参酌基準以外で、県内市町村間の異動について判断に困った事例)

2 岡崎市

タイトル

国保世帯に擬制世帯主が転入した場合

事例

○X市の甲世帯がY市の乙世帯と合併。乙世帯のC擬主となる場合、甲世帯の継続性は。(実例ではなく、参酌基準にない例を載せています。)

| 異動前 | | | | 異動後 | | | |
|------------------------|------------|-------|--|------------------------|------|-------|-----|
| X市 | | | | X市 | | | |
| 記号番号 | 1234 | | | 記号番号 | 1234 | | |
| 甲世帯 | A | B | | 甲世帯 | C | A | B |
| | 世帯主 | 世帯員 | | | 擬主 | 世帯員 | 世帯員 |
| 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 4月15日 | | 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 4月15日 | |
| | 終了 | | | | 終了 | | |
| Y市 | | | | | | | |
| 記号番号 | C | | | | | | |
| 乙世帯 | 住基上 世帯主 | | | | | | |
| 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | | | | | | |
| | 終了 | | | | | | |

対応

○Y市の乙世帯は、国民健康保険被保険者ではないので、甲世帯の継続性は認められる。

対応を行った根拠等

○合併が国保被保険者との合併でないことから、国が示す参酌基準のI単なる住所移動等の一の世帯のみで完結する住所異動であると判断して、世帯の継続性を認める。

世帯の継続性

(国が示す参酌基準以外で、県内市町村間の異動について判断に困った事例)

3 岡崎市

タイトル

県外からの転入者が当市既存世帯の世帯主となった場合

事例

○県外の人が入転し当市既存の世帯の世帯主になったら、当市既存の転入される側の世帯(元世帯)の継続性は認められるか。(実例ではなく、参酌基準にない例を載せています。)

| 異動前 | | | | 異動後 | | | |
|------------------------|------|-------|--|------------------------|------|-------|-----|
| X市 | | | | X市 | | | |
| 記号番号 | 1234 | | | 記号番号 | 5678 | | |
| 甲世帯 | A | B | | 丙世帯 | C | A | B |
| | 世帯主 | 世帯員 | | | 世帯主 | 世帯員 | 世帯員 |
| 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 4月15日 | | 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 5月15日 | |
| | 終了 | 5月15日 | | | 終了 | | |
| Y県Y市 | | | | | | | |
| 記号番号 | 5678 | | | | | | |
| 乙世帯 | C | | | | | | |
| | 世帯主 | | | | | | |
| 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 4月15日 | | | | | |
| | 終了 | 5月15日 | | | | | |

対応

○甲世帯の継続性を認めない。(乙世帯の継続性も認めない)

対応を行った根拠等

○国の参酌基準の前提

高額療養費の多数回該当に係る該当回数は、世帯の継続性が認められる場合に同一都道府県内の市町村間で通算する。

世帯継続判定事例集(平成30年6月18日)No.14参照

世帯の継続性
 (国が示す参酌基準以外で、県内市町村間の異動について判断に困った事例)

4 一宮市

タイトル

X市の甲世帯、Y市の乙世帯が、Z市に転入した場合について(平成30年8月転入)

事例

〇X市に8月29日まで甲世帯としてA(住基上世帯主)が、Y市に8月29日まで乙世帯としてB(世帯主)が住んでいたが、同時にZ市に転入しAが擬制世帯主・Bが世帯員となった。

| 異動前 | | | | 異動後 | | | |
|------------------------|--------|------------|--|-----------|--|--|--|
| X市 | | | | | | | |
| 記号番号 | | | | | | | |
| 甲世帯 | A | | | | | | |
| | 住基上世帯主 | | | | | | |
| 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | | | | | | |
| | 終了 | | | | | | |
| Y市 | | | | | | | |
| 記号番号 | 1234 | | | | | | |
| 乙世帯 | B | | | | | | |
| | 世帯主 | | | | | | |
| 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 平成30年7月1日 | | | | | |
| | 終了 | 平成30年8月29日 | | | | | |
| | | | | Z市 | | | |
| 記号番号 | | 5678 | | | | | |
| 乙世帯 | A | B | | | | | |
| | 擬主 | 世帯員 | | | | | |
| 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 平成30年8月29日 | | | | | |
| | 終了 | | | | | | |

対応

〇乙世帯の継続性が認められるため、高額療養費の多数回該当のカウントを引き継ぐ。サポートサイトに質問票を送付。

対応を行った根拠等

〇世帯継続判定事例集(平成30年6月18日)No.27、46を参考とした。サポートサイトに質問票を送付し、国保情報集約システム関係質問回答一覧表項番132のとおり回答があった。

世帯の継続性
 (国が示す参酌基準以外で、県内市町村間の異動について判断に困った事例)

5 一宮市

タイトル

X市の甲世帯が、Y市に転入した場合について(8月転入)

事例

○X市に8月1日まで、甲世帯としてA(世帯主)B(国保世帯主)の2人が住んでいたが、Y市ではAが擬制世帯主・Bは世帯員として転入した。

| 異動前 | | | | 異動後 | | | | |
|------------------------|--------|-----------|--|------------------------|------|-----------|--|--|
| X市 | | | | | | | | |
| 記号番号 | 1234 | | | | | | | |
| 甲世帯 | A | B | | | | | | |
| | 住基上世帯主 | 国保上世帯主 | | | | | | |
| 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 平成29年8月2日 | | | | | | |
| | 終了 | 平成30年8月1日 | | | | | | |
| | | | | Y市 | | | | |
| | | | | 記号番号 | 5678 | | | |
| | | | | 甲世帯 | A | B | | |
| | | | | | 擬主 | 世帯員 | | |
| | | | | 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 平成30年8月1日 | | |
| | | | | | 終了 | | | |

対応

○甲世帯の継続性が認められるため、高額療養費の多数回該当のカウントを引き継ぐ。サポートサイトに質問票を送付。

対応を行った根拠等

○世帯の継続性判定事例集(平成30年6月18日)No.27を参考にしたサポートサイトに質問票を送付し、国保情報集約システム関係質問回答一覧表項番132のとおり回答があった。

世帯の継続性
 (国が示す参酌基準以外で、県内市町村間の異動について判断に困った事例)

6 小牧市

タイトル

X市の甲世帯が、Y市に転入した場合について(H30.5月転入)

事例

○X市に5月8日まで、甲世帯としてA(世帯主)B(世帯員)C(社保)の3人が住んでいたが、Y市にC(擬制世帯主)A(世帯員)B(世帯員)として転入した。

| 異動前 | | | | 異動後 | | | | |
|------------------------|------|-------|---|------------------------|------|------|-----|--|
| X市 | | | | | | | | |
| 記号番号 | 1234 | | | | | | | |
| 甲世帯 | A | B | C | | | | | |
| | 世帯主 | 世帯員 | - | | | | | |
| 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 10月2日 | | | | | | |
| | 終了 | 5月9日 | | | | | | |
| | | | | Y市 | | | | |
| | | | | 記号番号 | 5678 | | | |
| | | | | 甲世帯 | C | B | A | |
| | | | | | 擬主 | 世帯員 | 世帯員 | |
| | | | | 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 5月9日 | | |
| | | | | | 終了 | | | |

対応

○甲世帯の継続性は認める

対応を行った根拠等

○国が示す参酌基準 I 単なる住所移動等の一の世帯のみで完結する住所異動であると判断して、家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認めた。

世帯の継続性
 (国が示す参酌基準以外で、県内市町村間の異動について判断に困った事例)

7 知立市

タイトル

X市のA擬制世帯主が、Y市に転居した場合について(6月転居)

事例

○X市に5月15日まで、甲世帯としてA(擬制世帯主)B(世帯員)Cの3人が住んでいたが、A(擬制世帯主)がY市に転出と同時に社会保険に加入し乙世帯となり、元のX市ではCが擬制世帯主となった事例。

| 異動前 | | | | 異動後 | | | |
|------------------------|------|-------|---|------------------------|------------|-------|--|
| X市 | | | | X市 | | | |
| 記号番号 | 1234 | | | 記号番号 | 7890 | | |
| 甲世帯 | A | B | C | 甲世帯 | C | B | |
| | 擬主 | 世帯員 | - | | 擬主 | 世帯員 | |
| 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 4月15日 | | 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 5月15日 | |
| | 終了 | 5月15日 | | | 終了 | | |
| | | | | Y市 | | | |
| | | | | 記号番号 | | | |
| | | | | 乙世帯 | A | | |
| | | | | | 住基上 世帯主 | | |
| | | | | 世帯情報 適用開始・終了 年月日 | 開始 | 5月15日 | |
| | | | | | 終了 | | |

対応

○甲世帯が継続していると考える。

対応を行った根拠等

○国が示す参酌基準のI(1)の他の国保被保険者を含む世帯と関わることがなく、当該世帯内の国保被保険者数が変わらない場合の住所異動として家計の同一性、世帯の連続性が認められる世帯を、継続世帯と認めた。